

# 統計作成プロセス診断の要求事項の改善・充実に向けて

## 公的統計の総合的な品質向上に向けて（令和4年8月統計委員会建議）

### ■ 総合的品質管理（TQM）の推進

- 令和元年の統計委員会建議（公的統計の総合的品質管理を目指した取組について）に基づき開始された公的統計の総合的品質管理（TQM）に関わる種々の取組は、現在、浸透の途上にあり、十分な効果を見るに至っていない部分もあるが、その基本的な方向性である総合的品質管理（TQM）の推進は引き続き必要かつ適切と判断
- 今後、各府省の幹部職員のリーダーシップの下、総合的品質管理（TQM）に係る取組を、総務省の助言・支援を得て推進するとともに、更に改善・深化させることが必要

#### 1 PDCAサイクルの確立と業務マニュアルの整備・共有の推進

- ・ 統計の安定的な作成・提供や継続的な見直し・改善に資するための業務マニュアルの整備・共有
- ・ 統計作成プロセス診断を全ての基幹統計調査を対象に計画的に実施

#### 2 業務マニュアルに記載のない事態が生じた場合の対応

- ・ 事後検証などの機会に、業務マニュアルに例外事項を加えるかどうか等を検討

#### 3 変更管理の取組の導入

- ・ 統計作成プロセスの重要な変更を行う場合、その変更内容が他の業務プロセスに与える影響の有無について確認を行う取組（変更管理）の確実な実施

#### 4 遅延調査票の取扱いの明確化

- ・ 各統計調査の特性に応じ、「遅延調査票への対処基準」に沿って遅延調査票を処理

# 統計作成プロセス診断の要求事項の改善・充実に向けて

## 基本的認識・方向性

- ▶ 統計委員会の審議を通じ、統計作成プロセス診断を含むPDCAサイクルの確立に向けた基本的な方向性・視点は維持
  - ▶ 一方、統計委員会建議において示された内容は、統計作成プロセス診断の要求事項等に適切に反映し、取組の強化・充実を図ることが必要
- ⇒ これまで統計委員会（統計作成プロセス部会及び要求事項等検討タスクフォース）を中心に積み重ねてきた検討結果や試行の結果などをベースにして、**要求事項等を更にブラッシュアップ**

## 要求事項の改善・充実の方向性

- ▶ 業務マニュアルの組織内共有、管理職による品質管理に関するリーダーシップ及びコミットメントを明確化（マネジメント）
- ▶ 統計作成プロセスの変更時における変更管理に関する事項を追加（企画）
- ▶ 統計調査（月次・四半期）ごとに遅延調査票の取扱いを定めることを明確化（審査・集計）